

令和8年(2026年)6月22日

彦根市議会議長
長崎 任男 様

企画総務消防常任委員長

小川 隆史

委 員 会 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したから、会議規則第102条の規定により通知します。

記

事件の番号	件 名	議決の結果
請願第1号	「治安維持法犠牲者国家賠償法（仮称）の制定を求める意見書」を政府に送付することを求める請願書	不採択
請願第2号	日本政府に核兵器禁止条約への批准を求めることに関する請願書	不採択
議案第45号	財産の取得につき議決を求めることについて	可決
議案第13号	彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案	修正可決
	以下余白	

令和8年(2026年)6月12日

企画総務消防常任委員長
小川隆史様

企画総務消防常任委員
戸崎克司

議案第13号 彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案について

上記の議案に対する修正案を別紙のとおり彦根市議会会議規則第93条の規定により提出
します。

別紙(修正案)

(別紙)

令和8年議案第13号彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案に対する修正案

令和8年議案第13号彦根市職員等の職務上の行為に係る訴訟等の支援に関する条例案の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

彦根市議会議員等による訴訟等に対する職員等の支援に関する条例

第1条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、市長または市長から命を受けた者の指示に基づき市民全体の奉仕者として法令に則り誠実に職務を遂行した職員等に対し、市議会議員等から訴訟等があった場合に、当該職員等に適切な支援を行うことにより、安心して職務に専念できる環境を確保し、もって市政の健全かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条第2号中「職員等の適切な職務の遂行に著しい影響を及ぼすおそれのあるものとして市長が認める行為」を「職員等の職務の遂行に影響を及ぼすおそれのある行為」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 市議会議員等 彦根市議会の議員およびこれに準ずる者と市長が認めるもの

第3条第1項中「達成するため」の次に「、市議会議員等から訴訟等があった職員等に対し」を加え、「行うものとする」を「行うことができる」に改める。

第4条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

(事案の内容等の公表)

第4条 市長は、前条第1項に規定する支援を行った職員等の名誉の回復のために必要と認めるときは、当該職員等の同意の上、当該訴訟等の対象となった事案の内容、訴訟等を行った市議会議員等の氏名その他必要な情報を公表することができる。